

# 事業系ごみ分別の手引き

事業所から出るごみは事業者の顔です  
ごみの分別と減量・リサイクルに取り組んで環境に優しい事業所を目指しましょう

事業系ごみは、事業者の方が自らの責任において適正に処理しなければなりません。  
必ず分別区分に従って分別の上、自ら処理施設に搬入するか、許可業者に収集運搬を委託してください。

家庭ごみ用のステーション  
には出せません！



事業所内に集積所を  
設けるようにしてください

正しく分別してください！



ごみ減量と資源化促進のため  
種類ごとに分別してください

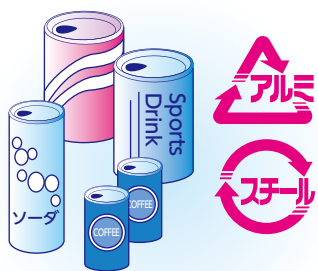
適正に管理してください！



飛散、悪臭、カラス等による  
散乱に十分注意してください

(「事業者」とは、事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校など公共公益事業等を営む者も含まれます。)

## 事業系ごみ分別区分



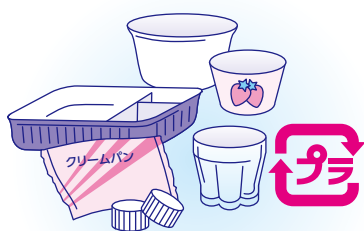
空き缶



ペットボトル



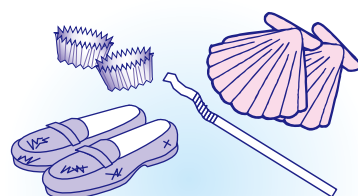
古紙



プラスチック製  
容器包装



燃やせるごみ



金属・プラスチック等は従業員  
等の個人消費に伴って排出され  
るものに限りません。

燃やせないごみ

※産業廃棄物は、産業廃棄物の処理業者に委託して適正に処理してください。













